音楽教育における合唱指導の変遷

- 発声指導に着目して -

A Study on Chorus Instructions in Elementary School and Junior High School Music Class

- With Focus on Vocal Training -

森瀬 智子 Tomoko MORISE

要旨(Abstract)

本稿は、唱歌の始まりである明治期から現在までの学校音楽教育における、歌唱技能の発声と合唱についての変遷を辿り、学校教育で現在求められている児童・生徒の発声指導と合唱活動について考察したものである。呼吸については合唱活動が盛んであった時期に出版された品川三郎の『児童発声』における発声指導を『日本声楽発声学会関西支部学会誌』1)(2015年度)に基づき妥当性を検討した。

本研究によって明らかになったことは、音楽の授業時間削減と教育の転換よって音楽の技能習得重視から主体的に技能を活用することに重点が置かれるようになり、学校教育での音楽関連の行事削減も相まって、指導に時間を要する発声法等の技能に関わる内容や合唱についての記述の減少である。特筆すべきことは、中学校において3年間で60時間音楽の授業時数が減少した平成10年度改訂からは、日本の伝統音楽の発声と従来の歌唱の発声を一緒に扱い、学習指導要領では「曲種に応じた発声」と記載され、合唱に至っては、記載がなくなったことである。このような現状況により児童生徒の合唱の機会は減ったが、NHK主催の学校音楽コンクールによる魅力ある合唱曲の発信によって、急激な合唱離れは回避できている側面もあり、今の児童・生徒に合った曲を提供することが、今後の学校教育で合唱活動を推進していくことの一助になることも分かった。

また、時数削減の中児童・生徒が技能を身に付けるには、医学的根拠に基づいた呼吸法・発声を教員が理解し指導することがより必要である。発声指導の内容に関しては、本稿で採り上げる品川(1955)は現在医学的根拠に基づき発表されている日本発声学会関西支部の歌の呼吸の考え方と同じ部分が多く、実践した際には効果が期待できる呼吸実践法であることが明らかになった。

キーワード: (音楽教育) (合唱指導) (学習指導要領) (発声) (呼吸法)

I. はじめに

1981年(明治24年)公布の「小学校教則大綱」第十条では、容易に歌える単旋律の唱歌を耳と発声器官を働かせ

¹⁾ 昭和39年10月に声楽家と音声生理学の医学者による共同研究の場として発足した『発声指導法研究会』が、昭和46年に『日本 声楽発声学会』と改名され現在に至っており、平成元年に設立された学会の支部『日本声楽発声学会関西支部』の学会誌である。

て練習し歌えるようになることで、音楽の美しさを理解し、徳を育んでいくことを求めており、学校教育における音楽の出発点は歌であったことが覗える。その後学校の儀式で用いられてきた唱歌が、1907年(明治40年)には唱歌という教科になり、1941年(昭和16年)には現在の音楽となった²⁾。

このように歌から始まった学校音楽教育であるが、平成29年3月告示の中学校学習指導要領では「創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能」が表現の内容として挙がっているのみで、どのような声が求められるかの具体的な内容は記されておらず、合唱においては表記がなくなった。音楽科の授業時数削減にも関わらず、広く深く音楽を理解する教育内容が求められている現在において、ある程度の時間を要する合唱やその質を決める発声指導を充実させることは、今後より厳しい状況に置かれることが予想される。

本稿では、明治期と現代の学校教育の音楽において歌唱の技能としてどのようなことが求められてきたのかについて、歌唱技能の要となる呼吸から繋がる発声法とそれを用いた合唱に着目し、学習指導要領(音楽)の変遷を辿る。また昭和7年より続いているNHK全国学校音楽コンクール(旧:児童唱歌コンクール)の参加校数の推移と課題曲や学習指導要領における発声、合唱に関する記述を考察する。その上で、昭和30年に出版された著書品川三郎の『児童発声』に焦点を当て、現在医学と結びついて研究を進めている関西発声学会発行の『日本声楽発声学会関西支部学会誌第27巻(2015年度)』から、子どもの歌の発声における呼吸法の妥当性の検討を行った。そこから導き出された医学的根拠に基づいた発声に導くことができる呼吸法を紹介することで、現在児童生徒の歌声に悩んでいる教員の一助になることを目指した。

Ⅱ. 明治期の教育における唱歌

現在の学習指導要領にあたるものとして、1881年(明治14年5月4日)『小学校教則綱領(抄)』第二条には次のような記載がある。

小学初等科ハ修身、読書、習字、算術ノ初歩及唱歌、体操トス。但唱歌ハ教授法等ノ整フヲ待テ之ヲ設クヘシ。 第三条 小学中等科ハ小学初等科ノ修身、読書、習字、算術ノ初歩及唱歌、体操ノ続ニ地理、歴史、図画、博 物、物理ノ初歩ヲ加へ殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ヲ設クルモノトス。第四条 小学高等科ハ小学中等科ノ修身、 読書、習字、算術、地理、図画、博物ノ初歩及唱歌、体操、裁縫等ノ続ニ化学、生理、幾何、経済ノ初歩ヲ加 へ殊ニ女子ノ為ニハ経済等ニ換へ家事経済ノ大意ヲ加フルモノトス。

これによると、音楽において歌が用いられたことがわかるが、まだこの時代は、「教授法等ノ整フヲ待テ之を設クへシ」とあるように、実際発声指導が行われていたとは言い難く、同じ年に出された『中学校教則大綱』でも「教授法等ノ整フヲ待テ之を設クヘシ」と同じ文言が記されている。

10年後の1891年(明治24年11月17日)『小学校教則大綱』第十条には以下のように記載されている。

唱歌ハ耳及発声器ヲ練習シテ容易キ歌曲ヲ唱フコトヲ得シメ兼ネテ音楽ノ美ヲ弁知セシメ徳性ヲ涵養スルヲ以 テ要旨トス

尋常小学校ノ教科ニ唱歌ヲ加フルトキハ通常譜表ヲ用ヒスシテ容易キ単音唱歌ヲ授クヘシ

高等小学校ニ於テハ初メハ前項ニ準シ漸ク譜表ヲ用ヒテ単音唱歌ヲ授クヘシ

どのような唱歌をどのように扱うかということに言及しており、この頃から教科としての唱歌が確立した。しかし唱歌は儀式に使われることが多く、教科として実際に登場するのは1907年(明治40年)尋常小学校が6年制になっ

²⁾ 教育課程の構造の歴史 教育資料 1 (小学校1886~2017年) 作成 東京学芸大学教育実践研究支援センター

た時である。

また、1901年(明治34年)の『高等女学校令施行規制』では次のように音楽について記されている。

第12条・・・音楽ハ単音唱歌ヲ援助ケ又便宜輪唱歌及複音唱歌ヲ交へ楽器使用法ヲ援クヘシ³)

この文からは、音楽という科目名が示されたこと、単旋律から輪唱そして複音唱へと段階を追って進める歌唱の 指導法であったことが分かる。著者も単旋律⇒輪唱(カノン)⇒重唱(合唱)という手法で中学生に歌唱の授業を 行ったが、この方法は、音を聴く、音程をとることにおいて有効性が示された教授法である。

Ⅲ. 学習指導要領における歌唱(合唱)教育についての変遷

昭和22年度から現行の平成29年度の学習指導要領音楽編の各学年での音楽指導法の中で、歌唱において呼吸法と発声について記載されているもののみを示す。また、合唱の取り扱い検討のために、合唱教材についても記す。尚、発声と発音は深い関係にあり実際発声と共に発音についても多く明記されていたが、今回は歌声の元となる基本的なことからアプローチを試みたため、息から繋がる発声だけに焦点を当てており、発音については明記していない。年次については、小学校1年生から高等学校3年生までを第1学年~第12学年とし、まとめて表記している。

表 1 昭和22年度 小学校・中学校学習指導要領(試案)における発声と合唱指導

第1学年· 第2学年	○自然な発声による正しい発音を指導し、疲労せしめないように注意する。 *児童の自己中心的傾向に照らし、単音唱歌を主体とする。
第3学年	○児童の発声器官の発達状態に十分注意を払うとともに、これに漸次訓練を与える。 ■単音唱歌のほかに輪唱及び合唱を加えてもよい。
第4学年	○自然な充実した発声を重視する。 ■単音唱歌とともに輪唱及び合唱を教える。
第5学年· 第6学年	○自然な充実した発声を重視する。 ■漸次合唱に力を注ぐ。
第7学年~ 第9学年	○発声に対する十分な訓練を行う。■合唱の訓練を十分に行い、合唱の技術を高めるとともに、合唱の喜びを十分に味わわせる。

※以下、表において発声と呼吸については○、合唱については■、合唱の記載のない場合は*で表記する。

表 2 昭和26年度 小学校・中学校・高等学校学習指導要領(試案)改訂版における発声と合唱指導

幼稚園 ならびに 第1学年・第2学年	○軽い頭声で○正しい息つぎで*合唱について記載なし。
第3学年	○軽い頭声で○正しい息つぎで ■単純な二部合唱をする。
第4学年	○息つぎ○発声 ■最初から二つのパートをいっしょに歌う。 ■ 和音合唱をする。
第5学年	○軽い頭声○美しい音質■輪唱・二部合唱・やさしい三部合唱を歌う。■パート別の練習をさせずに、同時に二部合唱を歌う。■終止形合唱の練習をつむ。
第6学年	○軽い頭声で○美しい音質で○正しい発声で■輪唱・二部合唱・三部合唱を歌う。■いろいろな形の和音合唱の練習をつむ。
第7学年	○発声を正しく、発音を明確に歌う。■斉唱・輪唱・同声合唱などを盛んにし、その楽しさを味わい、歌唱への興味を増進するとともに、 それらの歌唱技能を養い、歌唱による自己表現力を高める。
第8学年	○発声を正しく、発音を明確に歌う。ただし、変声期の声には、強声や最高・最低の声域を避ける。■斉唱・輪唱・同声合唱などを盛んにし、その楽しさを味わい、歌唱への興味を増進するとともに、それらの歌唱技能、特に表情技巧を習得し、歌唱による自己表現力を高める。
第9学年	○変声後の正しい発声法に習熟する。ただし、変声期の生徒に対しては変声期の発声に注意を払う。 ■斉唱・輪唱・合唱(同声及び混声)などを盛んにし、その楽しさを味わい、歌唱への興味を増進す るとともに、それらの表情技巧を習得し、歌唱による自己表現力を高める。
第10学年	○正しい発声と発音で歌う。○長い呼吸の保ち方、短い時間の息つぎの要領を会得する。○頭声および胸声の出し方に習熟し、それらの混声区を拡張する。■コラールふうな合唱曲。

³⁾ 合唱と学校音楽教育の問題 - 教員養成・教育実践の立場から - 上越教育大学 小川昌文 を参考

第11学年	○歌唱技巧に必要な基礎の発声技術を習得する。○クレシェンド・デクレシェンドなどに必要な呼吸をする。○頭声および胸声による発声法を歌唱に応用する。*合唱曲については記載なし。
第12学年	○各種の音楽的な表現に必要な歌唱技巧を習得する。 ○スタカートやマルカートの歌唱に必要な呼吸法を会得する。 ○レガート・スタカート・メッサディボーチェ (messa di voce) などの発声法に習熟する。 ■声種の特色を生かした合唱曲・重唱曲・独唱曲などの歌唱に習熟する。

表3 昭和31年度 幼稚園教育要領、昭和33年度小学校・中学校学習指導要領改訂版における発声と合唱指導

幼稚園	○すなおな声でうたう。 *合唱については記載なし。
第1学年	○どならないで歌う。 *合唱については記載なし。
第2学年	○美しい歌声に慣れる。 *合唱については記載なし。
第3学年~第6学年	 ○頭声的発声で歌う。 ■ (4年生) 輪唱曲, 二部合唱曲および部分三部合唱曲を歌う。ハ長調, へ長調およびイ短調の主要三和音の和音合唱をする。ハ長調, へ長調およびイ短調の終止形合唱をする。 ■ (5年生) 輪唱曲, 二部合唱曲および三部合唱曲を歌う。ハ長調, へ長調, ト長調, イ短調および二短調の主要三和音の和音合唱をする。(特にト長調と二短調に重点を置く。)ハ長調, へ長調, ト長調, イ短調および二短調の終止形合唱をする。(特にト長調と二短調に重点を置く。)ハ長調, へ長調, ト長調, 二長調, イ短調, 二短調およびホ短調の主要三和音の和音合唱をする。(特に一長調およびホ短調に重点を置く。)ハ長調, へ長調, ト長調, 二長調, イ短調, 二短調およびホ短調の表上形合唱をする。(特に二長調およびホ短調に重点を置く。)ハ長調, へ長調, 「長調, 「長調, 「長調, 「長調, 「長調, 「長調, 「長調, 「
第7学年	○正しい姿勢や呼吸法をもって、無理がなくむらのない発声で歌う。■合唱の基礎を作るためには、終止形合唱のほかに平易な対位的合唱を加えることができる。この場合、1度程度の短いカノンを扱う。
第8学年	○正しい姿勢や呼吸法をもって、無理がなくむらのない発声で歌う。 ■変声に応じた歌唱法により、せい唱、輪唱、合唱などを通して歌唱能力を高める。
第9学年	○正しい姿勢や呼吸法をもって、無理がなくむらのない発声で歌う。■歌唱活動の形態は、第2学年の内容として示したもののほか、平易な混声四部合唱を加えることができる。■合唱の基礎を作るために、終止形合唱および平易な対位的合唱を行う。

表 4 昭和39年度 幼稚園教育要領、昭和43年度小学校学習指導要領、昭和44年度 中学校学習指導要領、 における発声と合唱指導

幼稚園	○すなおな声,はっきりしたことばで音程やリズムに気をつけて歌う。*合唱については記載なし。
第1学年· 第2学年	○きれいな声に気づいて、歌声に慣れること。○はっきりした発声で歌うこと。■ (2年生)・輪唱、合唱の基礎的技能を育てる。同一声部の声をそろえ、他の声部を聞きながら、音の重な
* 0 * 5	りやひびきの美しさに気づいて歌うこと。
第3学年・ 第4学年 	○頭声的発声で歌い、声域を広げること。■ (4年生)輪唱、合唱の基礎的技能を育てる。同一声部の速さ、強さ、音色などをそろえ、他の声部を聞きながら、音の重なりやひびきの美しさを味わって歌うこと。
第5学年· 第6学年	○ひびきのある頭声的発声で歌い、声域を広げること。○美しい発声で歌うこと。■輪唱、合唱の技能をのばす。同一声部の速さ、強さ、音色などをそろえ、かつ、各声部のバランスをとりながら、和声の美しさを味わって歌うこと。
第7学年	○美しく、響きのある歌声に関心をもって歌うこと。 ■曲態は、齊唱(せいしょう)、輪唱ならびに二部および三部の合唱(多声的、和声的なものを含む。)とし、 特に合唱に重点をおくものとすること。
第8学年	○美しく、響きのある歌声を作ることに心を用いて歌うこと ■合唱については第7学年と同じである。
第9学年	○各自の声質を生かし、美しく、響きのある歌声へと高めること。 ■曲態は、齊唱、輪唱ならびに二部および三部の合唱(多声的、和声的なものを含む。)とするが、混声四部 合唱も加えることができるものとすること。

表 5 昭和52年度 小学校・中学校学習指導要領、昭和53年度改訂版 高等学校学習指導要領における発声と合唱指導

第1学年	○自分の歌声を聴きながら歌うこと。 *合唱については記載なし。
第2学年· 第3学年	 ○歌声及び発音に気を付けて歌うこと。 ■ (2年生) 歌唱教材は、ウの共通教材3曲を含めて、単音の曲、輪唱曲及び簡単な二部合唱曲を合わせて年間16曲程度。 ■ (3年生) 歌唱教材は、ウの共通教材3曲を含めて、単音の曲、輪唱曲及び簡単な二部合唱曲を合わせて年間15曲程度。
第4学年	○呼吸の仕方に気を付けて頭声的発声で歌うこと。■ (4年生)歌唱教材は、ウの共通教材3曲を含めて、単音の曲、輪唱曲及ひ二部合唱曲を合わせて年間15曲程度。

第5学年· 第6学年	 ○呼吸の仕方に気を付けて響きのある頭声的発声で歌うこと。 ■ (5年生) 歌唱教材は、ウの共通教材3曲を含めて、単音の曲、輪唱曲、二部合唱曲及び簡単な二部合唱曲を合わせて年間11曲程度。 ■ (6年生)和音及び和声の取扱いについては、合唱や合奏の活動を通して和音の表情を感じ取らせるように配慮し、長調及び短調の曲においては I、IV、V及び V 7を中心に指導するものとする。
第7学年	○豊かな響きをもった歌声や美しい音色に関心をもって表現すること。 ■歌唱教材は、独唱曲、輪唱曲、二部合唱曲及び三部合唱曲とすること。
第8学年	○豊かな響きをもった歌声や美しい音色に気を付けて表現すること。■合唱については第7学年と同じである。
第9学年	○豊かな響きをもった歌声や美しい音色を工夫して表現すること。 ■歌唱教材は、独唱曲、輪唱曲、二部合唱曲、三部合唱曲及び混声四部合唱曲とすること。
第10学年	○的確な視唱、発声の基本 ■合唱における声部の融合と均衡
第11学年	○的確な視唱、声域の拡張 ■合唱における豊かな表現
第12学年	○独唱・重唱・合唱 *合唱について記載なし

表6 平成元年度 幼稚園教育要領、小学校・中学校学習指導要領における発声と合唱指導

第1学年	○自分の歌声に気を付けて歌うこと。*合唱について記載なし。
第2学年	○自分の歌声及び発音に気を付けて歌うこと。 ■主となる歌唱教材は、ウの共通教材の中の3曲を含めて、斉唱、輪唱及び二部合唱で歌う楽曲を合わせて年間16曲程度。
第3学年· 第4学年	○発音及び呼吸の仕方に気を付けて、頭声的発声で歌うこと。■主となる歌唱教材は、ウの共通教材の中の3曲を含めて、斉唱、輪唱及び二部合唱で歌う楽曲を合わせて年間15曲程度。
第5学年· 第6学年	○発音及び呼吸の仕方に気を付けて、豊かな響きの頭声的発声で歌うこと。■主となる歌唱教材は、ウの共通教材の中の3曲を含めて、斉唱、輪唱、二部合唱及び三部合唱で歌う楽曲を合わせて年間11曲程度。
第7学年	○豊かな響きをもった歌声や明確な発音に気を付けて歌うこと。 ■歌唱教材は、独唱曲、輪唱曲、二部合唱曲及び三部合唱曲とすること。
第8学年· 第9学年	○豊かで美しい響きをもった歌声や明確で美しい発音の仕方を工夫して表現すること。■歌唱教材は、独唱曲、輪唱曲、二部合唱曲、三部合唱曲及び混声四部合唱曲とすること。

表7 平成10年度幼稚園教育要領、小学校・中学校学習指導要領、 平成11年度高等学校学習指導要領における発声と合唱指導

幼稚園	*表現としての記載のみ。歌唱、合唱としては記載なし。
第1学年· 第2学年	○自分の歌声及び発音に気を付けて歌うこと。 *合唱について記載なし。
第3学年· 第4学年	○呼吸及び発音の仕方に気を付けて、自然で無理のない声で歌うこと。■主となる歌唱教材については、各学年ともウの共通教材の中の3曲を含めて、斉唱及び簡単な合唱で歌う楽曲。
第5学年· 第6学年	○呼吸及び発音の仕方を工夫して、豊かな響きのある、自然で無理のない声で歌うこと。■主となる歌唱教材については、各学年ともウの共通教材の中の2曲を含めて、斉唱及び合唱で歌う楽曲。
第7学年	○曲種に応じた発声により、言葉の表現に気を付けて歌うこと。■声部の役割を感じ取り、全体の響きに気を付けて合唱や合奏をすること。
第8学年· 第9学年	○曲種に応じた発声により、美しい言葉の表現を工夫して歌うこと。■声部の役割を生かし、全体の響きに調和させて合唱や合奏をすること。
第10学年· 第11学年	○声域の拡張と曲種に応じた豊かな発声 ■ (1年生)合唱における表現の工夫 (2年生)重唱・合唱における豊かな表現
第12学年	○表現内容に応じた個性豊かな発声の工夫 ■独唱・重唱・合唱における充実した表現

表8 平成20年度幼稚園教育要領、小学校・中学校学習指導要領、 平成21年度高等学校学習指導要領における発声と合唱指導

幼稚園	○音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。
第1学年· 第2学年	○自分の歌声及び発音に気を付けて歌うこと。 *合唱について記載なし。
第3学年· 第4学年	○呼吸及び発音の仕方に気を付けて、自然で無理のない歌い方で歌うこと。■主となる歌唱教材については、各学年ともウの共通教材を含めて斉唱及び簡単な合唱で歌う楽曲。
第5学年· 第6学年	○呼吸及び発音の仕方を工夫して、自然で無理のない、響きのある歌い方で歌うこと。■主となる歌唱教材については、各学年ともウの共通教材の中の3曲を含めて、斉唱及び合唱で歌う楽曲。
第7学年	○曲種に応じた発声により、言葉の特性を生かして歌うこと。 *合唱について記載なし。
第8学年· 第9学年	○曲種に応じた発声や言葉の特性を理解して、それらを生かして歌うこと。 *合唱に関する表記はなし。

第10学年	○曲種に応じた発声の特徴を生かし、表現を工夫して歌うこと。 *合唱について記載なし。
第11学年	○曲種に応じた発声の特徴と表現上の効果とのかかわりを理解し、表現を工夫して歌うこと。 *合唱について記載なし。
第12学年	○様々な表現形態による歌唱の特徴を理解し、表現上の効果を生かして歌うこと。*合唱について記載なし。

表 9 平成29年度 幼稚園教育要領、小学校・中学校学習指導要領、 平成30年度 高等学校学習指導要領における発声と合唱指導

幼稚園	○音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。
第1学年· 第2学年	○自分の歌声及び発音に気を付けて歌う技能 *合唱について記載なし。
第3学年· 第4学年	○呼吸及び発音の仕方に気を付けて、自然で無理のない歌い方で歌う技能■主となる歌唱教材については、各学年ともイの共通教材を含めて、斉唱及び簡単な合唱で歌う曲
第5学年· 第6学年	○呼吸及び発音の仕方に気を付けて、自然で無理のない、響きのある歌い方で歌う技能■主となる歌唱教材については、各学年ともイの共通教材の中の3曲を含めて、斉唱及び合唱で歌う曲
第7学年	○創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声,言葉の発音,身体の使い方などの技能 *合唱について記載なし。
第8学年· 第9学年	○創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声,言葉の発音,身体の使い方などの技能 *合唱について記載なし。
第10学年· 第11学年	○曲にふさわしい発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能 *合唱について記載なし。
第12学年	○創意工夫や表現上の効果を生かした歌唱表現をするために必要な技能を身に付けること。 *合唱について記載なし。

昭和22年度改訂~平成30年度改訂指導要領を発声のキーワードで分析する。使用頻度の高いものを挙げると、昭和26年度、昭和31年度、昭和52年度~平成30年度改訂⇒呼吸(表 1. 息つぎ)、昭和43年度~平成30年度改訂⇒響き、昭和26年度~平成元年度改訂⇒軽い頭声(頭声的発声)昭和22年度、平成10年度~平成30年度改訂⇒自然な発声(自然で無理のない声)、という結果になった。

呼吸は歌唱(合唱)の根幹を成すものであるので昭和43年度改訂以外には全て記載があるが、昭和43年度改訂で は響きやどのような声を求めるのか、という内容が中心に書かれており、呼吸の記載はない。響きにおいては昭和 43年度改訂後から現在まで記載されており、歌唱(合唱)の声として響きのある声を重要視してきたことが分かる。 発声の中において、昭和22年度改訂を除いて平成元年度改訂の学習指導要領までは頭声的発声の記載であったのが、 昭和52年度改訂から現在まで自然で無理のない声へと変化している。この変化について虫明(2008、p91)はこれ まで学習指導要領で発声の目標とされてきた頭声発声および頭声的発声が学習指導要領から消えたことは、学校教 育の中での発声の捉え方に大きな影響があること、更に昨今の伝統音楽重視の傾向で授業の中で邦楽的な声を実践 することになれば、学校教育での発声や伝統的な歌唱の捉え方がますます重要になることを指摘している。2013年 の全日本音楽教育研究大会全国大会兵庫大会では中学2年生を対象に「歌舞伎のよさや美しさを味わおう~長唄の 歌唱を通して~」を題材に長唄を歌う授業が展開されたが、その事前授業で生徒は専門家の指導を2時間に渡り受 けていた。音楽の教科書にも長唄の模範演奏を聴き旋律を唄うよう、唄い尻などの唄い方が示されている。筆者も 長唄の手本を示しながら授業を行ったが、普段の歌唱時から支えて声を出すことができている生徒は比較的朗々と 歌うことができるが、支えることや息を流して声を出すということができない生徒は邦楽においても弱々しい声し か出すことができない、という結果となった。よって長唄は中学校であれば一番声が充実した3年生で指導するこ とが望ましいと感じた。このようなことからも小学校指導要領の自然で無理のない声、中学校指導要領の曲種に応 じた声の根幹を成すのは横隔膜の支えと呼吸と言えるのではないだろうか。平成10年度改訂、平成20年度改訂に表 記されている曲種に応じた発声は平成29年度改訂の現在の学習指導要領では創意工夫を生かした表現で歌うために 必要な発声と表現され、深い思考を意識した言葉になっている。中学校学習指導要領(平成29年告示)解説音楽編 では、技能の習得に関する学習を創意工夫の過程に位置付けることによって、生徒が必要性を感じながら、発声、言葉の発音、体の使い方などの技能を身に付けられるようにすることを求めている、としている。また、『初等科音楽教育法』(2020、p17)では個別の技能を身に付けるだけに留まらず、技能を課題に応じて主体的に活用できるよう、習熟・熟達することが求められていることを重要なこととして挙げている。

しかし技能を課題に応じて主体的に活用できるのは、ある程度技能が身に付いてからであるため、歌唱の基本としてどのような発声が求められているのかを教員が的確に把握し、児童生徒への発声指導の方法を確立することが求められる。児童生徒は基礎を習得してこそ課題に応じて活用できるようになり、授業の本質に迫ることが可能となる。

Ⅳ. 学習指導要領における合唱指導内容の変遷から考察する合唱指導

学習指導要領改訂ごとの合唱の指導内容について先の表から特徴的なことを挙げる。昭和22年度改訂から平成29 年度改訂の現行まで第1学年では合唱は求められておらず、第2学年では、昭和43年度改訂から平成元年度改訂ま では二部合唱についての記載は見られたが、現在では合唱活動が行われるのは第3学年からと記載されている。昭 和26年度改訂では第4学年の指導事項として和音合唱という言葉を使用し、合唱によって和音の感覚を身に付けさ せることを目的としている。音を聴くのみより、実際に自分で声を出し人の声と合わせることで和音感覚を育んで いくというのは、音楽にとって大切な聴く力を育むことになる良い方法であり、合唱活動において不可欠である。 昭和33年度改訂では和音合唱という言葉はなく、各学年で長調短調それぞれ何調まで学ぶのかまでを記載しており、 ただ声を合わせるのではなく、音楽の楽典内容に触れながら理解して歌うという方向も加味したと考えられる。ま た初めて混声四部が第9学年で記載されており、大曲も合唱可能になったことが覗える。昭和43年度改訂では合唱 活動の中で、速さ、強さ、音色、を学ぶことを示しており、合唱は1曲仕上げるのには時間を要するため、曲を学 習する中で様々な音楽の要素を理解させる仕組みを組み込むことを推奨したと考えられる。その上曲種も多声的和 声的合唱曲を取り扱うことを記載しており、これは音楽を学ぶ上で西洋音楽史との関連も図り、幅広い合唱曲に触 れることを推奨していたとも考えられる。第7学年では「特に合唱に重点を置くものとすること」という文言が明 記されており、合唱そのものの教育的価値が認められていた時代だと思われる。昭和52年度改訂では第6学年で合 唱を用いて主要三和音(I. Ⅳ. V)の学習を行うことが述べられている。経験上第6学年で合唱曲を教材として楽 典内容を取り扱うのは難しいことのように思えるが、体験を伴う合唱活動においては身に付けることが可能である。 筆者も第7学年の生徒を対象に創作と合唱をとりいれた単元を組んで授業を行ったが、生徒は何度も声に出して歌 い合わせることで理解が深まっていった様子であった。平成元年度改訂では共通教材を含めた年間に取り扱う歌唱 の曲数を示したのみのであった。平成10年度改訂では第6学年までは平成元年度改訂と同じである。第7学年から は、「声部の役割を生かして」というように、各パートがどのような合唱をするのか考えることが求められている。 平成20年度改訂、平成29年度改訂では第3学年から第6学年のみどの様な形態で歌うかの記載があるのみで、合唱 については触れられていない。

このように、順を追って見ていくと、同じ合唱であっても何を目的として取り扱うのか、ということが違っていることが分かる。その改訂年度の主旨に沿って指導要領の内容は作られているが、果たしてどれだけその主旨を理解して教員が合唱指導を行ったのか、ということが現在の合唱についての記載なしにつながったのではないだろうか。音を楽しむ為に技能を磨く以外に学習としての合唱が学校教育には必要であり、合唱教材を活用してどこまで学習内容に踏み込んで児童・生徒に考えさせることができるのか、授業時数減少の中、音楽発表会や合唱コンクー

ルを行わなければいけない現状では、曲を仕上げることに力が注がれてしまうのは最もなことであるが、今後の合唱活動を考えると越えなければいけない壁である。

V. 授業時数の変遷における音楽教育の変化

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	第7学年	第8学年	第9学年	合計
昭和22年	70	70	70	70~105	70~105	70~105	70	70	70	735~630
昭和26年	87~65	87~65	97~65	97~65	87~70	87~70	105~70	105~70	105~70	857~400
昭和33年	102	70	70	70	70	70	70	70	35	627
※昭和43年	102	70	70	70	70	70	70	70	35	627
昭和52年	68	70	70	70	70	70	70	70	35	593
平成元年	68	70	70	70	70	70	70	35~70	35	593~558
平成10年	68	70	60	60	50	50	45	35	35	473
→現行										

表10 教育課程における学習指導要領改訂年度別による音楽授業時数

音楽の授業時数で特に変化が大きいのは第1学年において、昭和43年度改訂の102時間から昭和52年度改訂の68時間にまで減ったことである。しかしこの年の改訂では816時間から850時間に総時数は増えており、これは特別活動の授業時数が配当されたためである。この時数削減によって、歌唱指導の転換が図られたことが昭和43年度、昭和52年度改訂指導要領から読み取れる。昭和52年度改訂以前は望ましい歌声が示されていたものが、その後「自分の歌声を聴きながら歌うこと」等の記載になり、望ましい歌声の具体的な記載が全くない状態である。また中学校において、表10により昭和52年度改訂と平成10年度改訂を比べてみると、中学校3年間の学びにおいて音楽の授業時数が60時間減少している。この授業時数の減少により、平成元年度改訂までは第7学年で「豊かな響きをもった歌声や明確な発音に気を付けて歌うこと」と声について示された上で、合唱については「歌唱教材は、独唱曲、輪唱曲、二部合唱曲及び三部合唱曲とすること」と記載されていた。しかし、平成10年度改訂では「曲種に応じた発声により、言葉の表現に気を付けて歌うこと」のみの記載となり、合唱については表現として器楽と共に「声部の役割を感じ取り、全体の響きに気を付けて歌うこと」のみの記載となり、合唱については表現として器楽と共に「声部の役割を感じ取り、全体の響きに気を付けて合唱や合奏をすること」の記載となったのである。平成29年度では昭和52年度の時数と比較して、小学校・中学校の義務教育9年間での音楽の学習時間は120時間削減されているが、このことが音楽教育において核になる歌唱(合唱)の基礎的な技術を獲得することを困難にし、学校教育における合唱教育の衰退にも影響を与えていると考えられる。

VI. NHK学校音楽コンクール参加校推移と学習指導要領(音楽編)・課題曲との関係の考察

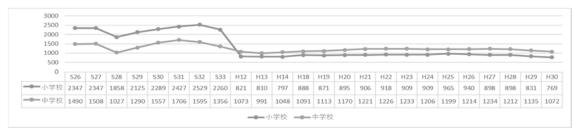


図1 NHK全国学校音楽コンクール参加校数(小学校・中学校)の推移 (昭和34年~平成11年においては表記せず。縦は校数横は年度を表す。)

[○]年は小学校と中学校を揃えるために告示年度で示している。

[○]昭和26年度改訂については総時間に対して図画工作と音楽でどれだけ時数を占めるかの%で示されていたものを各教科均等にし、時数に直したものである。またその上で、第5学年・第6学年においては図画工作と音楽、家庭実技の3教科で示されていたものを均等に時数に直したものである。

[※]第1学年から第6学年は昭和43年度告示の学習指導要領だが、第7学年から第9学年は昭和44年度告示のものである。

次に、学習指導要領(音楽編)内容と合唱との関係を日本で一番歴史があり昭和7年から行われているNHK全 国学校音楽コンクール (旧名称:児童唱歌コンクール) の参加校の推移から考察する。NHK全国学校音楽コンクー ルは昭和23年度まで児童のみ参加の合唱コンクールであったが、昭和24年度には中学校の部、昭和27年度には高等 学校の部も開催され現在の3部門のコンクールとなり、現在まで定着している。小学校部門において過去一番参加 校が多かったのは、昭和32年度の2529校で次は昭和31年度の2427校、3番目は昭和26年度と昭和27年度の2347校で ある。逆に一番参加校の少ないのは平成19年度の769校で次に少ないのは平成14年度の797校、第3番目は平成13年 度の810校である。参加校の多かった年代は学習指導要領音楽編(試案)においても呼吸法や発声について細かな 記述があり、授業時数も学校の裁量で多くとることができたことが表10から考えられる。児童合唱の研究も盛んな 時期で、合唱全盛期であったと言える。これは須永(1956、p3)の、「児童の発声にも意識的に頭声発声の技法を 導入しようとする意図は、かつては種々の議論を呼び起こしたこともあったが、今はもう、ひとつの国民運動といっ てよい段階にはいった(中略)出来るだけ多くの児童に、「楽しく歌える声」を与えようというのだから、これに 対して異論のあろう筈はない」という言葉からも分かる。また『児童合唱』が1年足らずで第二版が印刷されるこ とになったことにも触れており、これらの現象は音楽教育の中において、合唱が重要な位置を占め、指導者の児童 発声に対する関心が高かったことが考えられる。また平成14年の参加校減少については、表7の平成10年度告示の 小学校学習指導要領の内容の変化と重なる。表10より、この年は第3学年から第6学年までの4年間で60時間それ 以前の音楽に比べて時数が減少したことが分かる。各学年年間10時間もしくは20時間減は教育内容に多大な影響を 及ぼす。例えば表6にあるように平成元年度改訂には第5学年と第6学年に「発音及び呼吸の仕方に気を付けて、 豊かな響きの頭声的発声で歌うこと。主となる歌唱教材は、ウの共通教材の中の3曲を含めて、斉唱、輪唱、二部 合唱及び三部合唱で歌う楽曲を合わせて年間11曲程度」と記載されていたのが、平成10年度改訂には「呼吸及び発 音の仕方を工夫して、豊かな響きのある、自然で無理のない声で歌うこと。主となる歌唱教材については、各学年 ともウの共通教材の中の2曲を含めて、斉唱及び合唱で歌う楽曲」と記載されており、発声では頭声的発声⇒自然 で無理のない発声、合唱では二部合唱及び三部合唱⇒斉唱及び合唱で歌う楽曲となり、明らかに学習内容が減少し、 求められている内容が以前より具体性を欠いていることが分かる。

音楽教育において合唱活動が難しくなり、NHK全国学校音楽コンクール小学校部門の参加校数も年々減少傾向にある中で、平成25年度は前年度の909校から965校まで増加した。この原因は、小学生にも人気のJpopグループ嵐が歌った平成22年の『第61回NHK紅白歌合戦』のために制作された楽曲『ふるさと』の合唱版が平成25年度のNHK全国学校音楽コンクール小学校部門の課題曲となったためである。この参加校増加は児童が歌い易い曲であることと、曲の認知度によるものと考えることができる。しかしそれ以降再び参加校は減り続け、現在に至っている。この現象は現在のように授業時数が減り、音楽教育にとって厳しい状況にあっても児童・生徒の心を掴む合唱曲を教材として扱うことで、合唱を通して他者と歌い合わせる楽しさを感じさせることの可能性を見出せる示唆を与えるものである。それが成功していると言えるのは、NHK全国学校音楽コンクールの中学校部門である。参加校数は昭和31年度の1706校を頂点に減少していたが、平成18年度には、Jpop歌手の森山直太朗と御徒町凧が中学校部門の課題曲を提供することで参加校の増加を図り成功した。その結果、平成20年度から令和2年度まで中学校部門では中学生から支持を集める歌手が課題曲を提供することで参加校数が安定している。これらの課題曲は中学校の授業でも生徒に人気があり、全国の様々な学校で合唱活動を盛り上げる一助となっている。

VII. 『児童発声』と解剖学・音声生理学に基づく歌唱の発声の為の呼吸法の比較・考察

学校教育で最も合唱活動が盛んであった昭和30年代に出版された『児童発声』は音声生理学が専門の須永義男博士が監修に当たっており、実践が当時の医学的根拠と結びついた内容となっている。後に須永は発起人となり昭和39年に現在の『日本声楽発声学会』の前身となる『発声指導法研究会』を立ち上げた。学会の主たる目的は声楽家と医学者が共同研究することで、音声生理学の理論に基づいて発声にアプローチすることである。呼吸と発声について二つの著書を比較するが、今回日本発声学会関西支部の資料として扱うのは2015年度に発行された第27巻の学会誌である。

表11 『児童発声』と『日本声楽発声学会関西支部学会誌第27巻』による呼吸法の比較

『児童発声』	『日本声楽発声学会関西支部学会誌第27巻』
	・ <u>肋骨を引っ張り上げる</u> こと
<u> </u>	・ <u>横隔膜で空間を広げる</u> こと
・鎖骨を挙げる方法	・ <u>胸鎖乳突筋の胸を引っ張り上げる作用</u> が補助的に息を吸
	う方向に働く。
	(*胸鎖乳突筋は鎖骨にくっついている。)
①下部肋骨を徐々に伸張さす。	①横隔膜が働いて息を吸うと横隔膜が下がってきて圧力と
②これと同時に横隔膜は緊張して下へ押し下げられる。	しては下向きにかかる。
③意識して胸を張り高く持ち上げる。	②逆にお腹に対して下側から押し上げる様に圧力をかけれ
④歌唱の場合は、下部肋骨を伸張したままにしておく様努め	ば横隔膜とのバランスで息がでていく。
る。	③これをいかにコントロールするかが歌唱呼吸で <u>横隔膜か</u>
⑤丁度良い呼気圧(支えのある呼気)により発声が始まる。	らの下向きの圧力に対して、お腹側から呼気筋を使って
	<u>コントロールしなければならず、</u> その筋肉が腹筋や広背
	筋である。
①「手を腰に取れ」の姿勢を肋骨の下端あたり(ベルトの位	・吸気筋をトレーニングするのは一番大切なことであり、
置)に作り、両手の中指が先端に軽く触れる迄、掌を少し	まず横隔膜を動かすトレーニングが必要。
前に廻す。口を閉じ鼻からゆっくり均等に息を吸う。	①ウエスト斜め後ろの筋肉の動きが分かる場所に人差し指
②吸気を行うと中指が徐々に離れていくのが分かる。一瞬呼	を当てる。(ベルトの位置) その際は片手を使う。
吸を止めて呼気に移る。この場合指示を何も与えないと中	②Sの子音で息を短く出して人差し指を当てた場所を動か
指の先端は徐々に近寄って、くっついて元の状態に戻るか	す。(*以下Sッ=呼気)(SッSッSッ休)を4回繰り
ら、中指の先端の距離をそのままの状態に保って、つまり	返す。
胸郭を開いたまま静かに均等に口から息を吐きだす。この	③人差し指を当てた場所が外向きにポンとでる。息を3拍
様な状態で呼気を行うことに依り、一定の呼気圧を保った	出した後の4拍目の休みで息が勝手にポンと入ってくる
まま、つまり「支えのある呼気」が吐き出される。	ようになる。
③これ以上息を吐いては両手の中指の先端の距離が縮まると	④唇をfourと発音する時の形にすると息がすぐに入ってく
いう状態の直前に口を塞いで残った息を吐きだす。この瞬	る。その時筋肉は外向き=横隔膜は下がった状態。人差
間肋骨の下部は収縮して、中指の先端は触れ合い、元の状	し指を当てた場所が外向きに動くことが大切。
態に戻る。	
	②これと同時に横隔膜は緊張して下へ押し下げられる。 ③意識して胸を張り高く持ち上げる。 ④歌唱の場合は、下部肋骨を伸張したままにしておく様努め <u>る。</u> ⑤丁度良い呼気圧(支えのある呼気)により発声が始まる。 ①「手を腰に取れ」の姿勢を肋骨の下端あたり(ベルトの位置)に作り、両手の中指が先端に軽く触れる迄、掌を少し前に廻す。口を閉じ鼻からゆっくり均等に息を吸う。 ②吸気を行うと中指が徐々に離れていくのが分かる。一瞬呼吸を止めて呼気に移る。この場合指示を何も与えないと中指の先端は徐々に近寄って、くっついて元の状態に戻るから、中指の先端の距離をそのままの状態に保って、っちり胸郭を開いたまま静かに均等に口から息を吐きだす。この様な状態で呼気を行うことに依り、一定の呼気圧を保ったまま、つまり「支えのある呼気」が吐き出される。 ③これ以上息を吐いては両手の中指の先端の距離が縮まるという状態の直前に口を塞いで残った息を吐きだす。この瞬間肋骨の下部は収縮して、中指の先端は触れ合い、元の状

上記二つの呼吸法の事例の比較から、表11の下線部が示すように、手法は多少違うがどちらも横隔膜、肋骨、鎖骨の動きに着目しており、どのように呼気圧をコントロールするのかについて述べられていることが分かった。発声学会関西支部の内容は最近の研究に基づいており、どの筋肉が呼吸のどの部分を司っているかまで細かく明記されているが、二つの内容を比べると概ね基本となっていることは横隔膜の支えを保つために何を大切にしてどのようにアプローチをするのかということである。これにより『児童発声』は身体も完成していない子ども対象のため、子どもが無理なく分かり易く取り組めるように考えられたものであり、その原理を指導者が理解した上で指導できるような医学的根拠とも合致する内容であることが分かった。

Ⅷ. おわりに

『児童発声』の著書品川三郎は、大学卒業後、師範学校で教員養成に携わっていたが、その当時にイタリアの児童合唱を聴いて日本の児童合唱との大きな違いを感じ、そこからは小学校の現場でひたすら児童発声の研究と指導にあたった人物である。発声は感覚で教えられることが多い。しかしそれを65年も前から現在に通じる医学的根拠をもって児童に熱心に指導されていたのは驚きである。現在現場の音楽教員は減少している授業数の中でIT教育

や深い学びに導く学習指導法の実践など次々と新しいことを取り入れながらも生涯音楽を楽しめるように児童・生徒に技能も身に付けさせたいと日々取り組んでいる。筆者はそのような先生の役に立つ、簡単で少しの時間でも継続することで歌の基本が身に付く児童・生徒のための呼吸法を模索している時に『児童発声』に出会った。筆者が呼吸に拘る理由は、発声学会関西支部の医学的根拠をもった呼吸法に出会ったことで、20年以上かかっていた靄が晴れたことに起因する。発声学会の手法を用いて現在までに小学校の4年生以上に指導を行ったが、徐々にコツを掴み、よい声を響かせる児童を目の当たりにしており、大人だけでなく児童にも効果があるということは実証済みである。しかし、すぐにコツを掴むことは難しい児童もいるので、『児童発声』の呼吸法を導入として用いることで、児童がより取り組み易くなるのではないかと考える。自分の歌声に自信をもてる児童・生徒が少しでも増えることを願い、合唱を楽しむことができるような支えのしっかりした安定感のある声を得ることにこだわった呼吸法の検討を今後も重ねていきたい。

引用・参考文献

- 1) 池田賢市・大森直樹「教育課程の時数の歴史 小学校1886~2017年」中央大学池田賢市研究室・東京学芸大学 大森直樹研究室 2017年
- NHK全国学校音楽コンクールアーカイブ 参加校数の推移
 http://www.nhk.or.jp/ncon/archives (2020年7月10日閲覧)
- 3) 大森直樹監修 「教育課程の構造の歴史 小学校1886 ~ 2017年」東京学芸大学教育実践研究支援センター作成 発行2016 年11月21日初版
- 4) 小川昌文「合唱と学校音楽教育の問題 教員養成・教育実践の立場から www.juen.ac.jp/lab/masafumi/JCDA.files/JCDA.ppt (2020年7月12日閲覧)
- 5) 小野原光一『中学生の音楽2·3上』教育芸術社 2019年 pp.45-46.
- 6) 学習指導要領データベース(国立教育政策研究所)https://www.nier.go.jp/guideline/(2020年7月10日閲覧)
- 7) 品川三郎 『児童発声』 音楽之友社 1955年 pp.3-22.
- 8) 初等科音楽教育研究会[編]『改訂版最新初等科音楽教育法』音楽之友社 2020年
- 9) 須永義雄「声楽発声の研究(ある一人の歌手についての音声学的実験)」『音声言語医学会誌12巻1号』1971年 pp.53-61.
- 10) 藤木暢也·横川味知「日本声楽発声学会関西支部学会誌(第27巻 1 号)」日本声楽発声学会関西支部2016年 pp.2-15.
- 11)「平成25年度全日本音楽教育研究会全国大会 兵庫大会」全日本音楽教育研究会全国大会兵庫大会実行委員会 2013年
- 12) 三次摂子・山口文子『小学校音楽科における〈自然で無理のない歌い方〉に関する研究』茨城大学教育実践研 究30 2011年pp. 35-49.
- 13) 虫明真砂子 『児童・生徒の自然な声を引き出す合唱指導について―コダーイ・スクールのMIRACULUM合唱 団を事例に』 岡山大学大学院教育学研究科研究収録第139 2008年 p.91
- 14) 文部科学省『小学校学習指導要領解説(平成29年告示)[音楽]』
- 15) 文部科学省『中学校学習指導要領解説(平成29年告示)「音楽」』

- 16) 文部科学省『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 音楽編』教育芸術社 2019年 p.69
- 17) 文部科学省 中学校・高等女学校の学科課程

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317630.htm(2020年7月4日閲覧)